# イングランドにおけるソーシャルワーク 教育改革(2003年)と展開

一サービス利用者、ケアラーのソーシャルワーカー養成教育への参画 —

平 直 子

The 2003 Social Work Education Reform in England and the Development:

Service User and Carer Involvement with Social Worker Training

#### Naoko Taira

# はじめに

イングランドでは、専門的な学びを基盤とした実践力のあるソーシャルワーカーの養成を目指し、ソーシャルワーカー養成教育(以下、SW 教育と略す)の改革が行われ、2003年に実施された。その際、義務化されたのが、SW 教育へのサービス利用者の参画である(DH, 2002)。その後、インフォーマルな形でケアを提供する家族などのケアラーの参画も義務化された(Sadd, 2011)。そして、SW 教育への利用者とケアラー(以下、利用者等と略す)の参画は、イギリス全土で進められ、各大学にて様々な工夫・配慮を行いながら実施されると共に、多くの調査研究が行われてきた。特に利用者の参画は、ヨーロッパをはじめとし世界の国々の SW 教育プログラムとカリキュラムにおいて重要性が増している(Laging and Heidenreich, 2019)。現に 2020年に国際ソーシャルワーク学校連盟により出された SW教育のグローバル・スタンダードには、利用者の参画に関する項目がある。そして、カリキュラムの開発・実施において利用者の参画に関する項目がある。そして、カリキュラムの開発・実施において利用者の権利、視点などを組み込むこと、教育プログラムのデザイン、計画、提供などの全ての局面で利用者の参画を促進するための戦略を開発することな

どが、教育機関が行うべきこととして定められている (IASSW, 2020)。しかし、日本では、SW 教育への利用者等の参画は非常に限られているのが現状であり、利用者等の視点や経験をSW教育に活かすこと、そして、利用者等の参画促進のための戦略の開発などは、喫緊の課題である。

そこで、本稿では、SW 教育への利用者等の参画の実践を積み重ねてきたイングランドの経験などから日本の SW 教育における利用者等の参画について示唆を得ることを目的とする。

まず、イングランドのSW教育改革の概要をまとめる。その上で、利用者等のSW教育への参画に焦点を絞り、その実態などを報告する。続いて、利用者等のSW教育への参画の意義、そして、SW教育への意味のある利用者等の参画に何が必要なのかを述べる。最後に日本のSW教育において利用者等の参画を進めるために重要となる点を考察し、今後の提言を行う。

# 1. ソーシャルワーク教育の改革

# 1) 改革の背景と概要

1998年にブレア労働党政権により白書「社会サービスの近代化」が出され、「自立の促進」「社会ケアワーカーの質の向上」など、社会ケアサービスの改革の方向性が示された(DH. 1998)。

SW 教育の変革のきっかけになったのは、2000年に出された「良質のソーシャルケアのための戦略(A Quality Strategy for Social Care)」であり、ソーシャルワーカー教育の近代化が社会サービスの質と継続的な改善のための提言に含まれていた(Levin, 2004)。2000年ケアスタンダード法(the 2000 Care Standards Act)に基づき、新しい SW 教育課程の質の保証、SW 教育課程の認可などを行う組織としてソーシャルケア総合協議会(GSCC)が設立された(GSCC、2001)。それと共に、大学が SW 教育課程で行うべきことを示した「ソーシャルワークトレーニングの必要条件」が保健省(Department of Health)(2002)から出された。この文書と共に新しいカリキュラムを形作った基準が 2 つある。1 つが、大学教育の質の審査を行う高等教育審査機関(Quality Assurance Agency)が、大学が満たすべき基準をまとめた「ソーシャ

ルワークのためのベンチマークステイトメント(Subject Benchmark Statement for Social Work)」である。もう1つが、パーソナル・ソーシャルサービス訓練機関(TOPSS)が雇用者の視点から SW 教育課程修了者に対して求める資質・能力を示した、「ソーシャルワークのための国家職業基準」(The National Occupational Standards for Social Work)である(DH,2002;金田,2004)。なお、イギリス全土で適用された国家職業基準の開発にあたっては、利用者等がソーシャルワーカーに求める態度・価値・知識・技術等についてのコンサルテーションが行われ、規準作りに活かされている(Northern Ireland Social Care Council,2003)。

ソーシャルワーク教育改革は、サービス利用者等のニーズを反映させた質の高いサービスの提供、ソーシャルワーク教育の質と地位の向上などを目的としている(GSCC, 2002)。そこで、2003年にSW教育の内容が大幅に見直され、ソーシャルワーカーの資格は、養成課程修了者に与えられるディプロマから、大学においてソーシャルワークを学んだ者に与えられる学位に格上げされた(DH, 2002; 金田, 2004)。

教育カリキュラムには、①人間の成長、発達、精神保健と障害、②アセスメント、計画、介入、レビュー、③コミュニケーション技術、④連携、⑤法律という5つの領域が定められており、学生は、この5つの領域について評価を受ける(DH, 2002)。

今回の改革では、実習を通してソーシャルワークの実践力を身に付けることが重要視されており、実習期間は130日間から200日間に変更された。また、少なくとも2種類以上のクライエントグループを対象としたサービス提供機関での実習、それも行政機関を含めた2種類の機関での実習が義務付けられた。大学における専門教育の期間として1200時間、もしくは200日と定められており、SW養成期間における大学での教育と現場での実習の期間が、1/2ずつとなっている。なお、学生は、大学での専門教育と実習教育において価値、知識、技術などについて前述の基準により評価され、その資質と能力をもつと認められた者には、卒業時にソーシャルワークの学位が与えられる(DH、2002)。

#### 2) 利用者等の参画について

SW 教育改革の目的の1つが、利用者等のニーズを反映させた質の高いサービスの提供であり、利用者はSW 教育の重要な関係者(ステークホルダー)として位置付けられている。ステークホルダーは、利用者の他にソーシャルワーカーの雇用者、高等教育機関(以下、大学)、学生、実習指導者、外部評価者、ソーシャルケア総合協議会(GSCC)であり、計7つの機関・関係者となっている(DH. 2002)。

教育課程においてステークホルダーが担う役割として、①学生の選考、②学生の評価、③実習の提供、④教育課程のデザイン、⑤教育・学習の提供、⑥学習合意書、⑦質の保証、⑧実習準備という8つが挙げられている。ステークホルダーの立場によって担う役割は異なるが、利用者は、大学と共にすべての役割を担いながら SW 教育の全過程に関わることが定められており(DH, 2002)、SW 教育の要として位置付けられている。そして、利用者等の参画は、大学のSW 教育課程の認可・再認可の必要条件と位置付けられた(Levin, 2004)。

2003 年に保健省は、SW 教育への利用者等の参画を支援するために GSCC に予算を付け (Wallcraft et al., 2012)、GSCC を通して各大学に 6200 ポンドを配布した (総額 400,000 ポンド)。加えて 2003 年 4 月から 2004 年 5 月に総額 420,000 ポンドが追加予算として提供された (Levin, 2004)。これは、貴重な予算ではあったが、教育機関が SW 教育課程の全ての局面で利用者等の参画を効果的に進めるには十分ではなかった (Sadd, 2011)。

また、SW 教育への利用者等の参画に関する 2 つの詳細な調査が実施され、その報告書を受けて利用者等が参画する優れたプログラムを共有し実施を促進するための全国のフォーラムとして Social Work Education Participation (SWEP) が設立された (Wallcraft *et al.*, 2012)。

なお、SW 教育課程の認可機関である GSCC は、2012 年に廃止され、その機能は Health and Care Professions Council (HCPC) に移行されたが、2013 年に利用者等の参画は再び SW 教育課程の認可条件となった (Farrow, 2014)。大学は、監査の際、教育プログラムのどの部分でどのように利用者等の参画を適切に行っているのかを理由と共に説明することが求められた (HCPC, 2018)。

また、2019年には、SW教育課程の認可機関が、HCPCから Social Work England に変更されたが、2021年教育・訓練認可基準(Qualifying Education and Training Standards 2021)においても、ソーシャルワークのサービスを利用したことのある人が、入学の選考過程、SW 課程の運営、カリキュラムなどに関わることが定められている。

# 2. 利用者等のSW教育への参画

2003 年以降、各大学は SW 教育への利用者等の参画という SW 教育課程の 認可基準を満たすために独自のアプローチを発展させてきた(Beresford and Croft, 2004, Goossen and Austin, 2017)。ここでは、利用者等の SW 教育への 参画の状況などをまとめる。

#### 1) 利用者等の役割

先に述べたように、利用者等は、①学生の選考、②学生の評価、③実習の提供、④教育課程のデザイン、⑤教育・学習の提供、⑥学習合意書、⑦質の保証、⑧実習準備の8つの役割を担うことが定められている(DH, 2002)。しかし、役割により参画の状況は異なっており、参画が最も進んでいるのは、学生の選考と教育・学習の提供(Sad, 2011; Laging and Heidenreich, 2019)、実習準備であり、最も遅れているのが、教育課程のデザイン、実習の提供、学習合意書、質の保証である(Sad, 2011)。

最も一般的に行われている利用者等の参画の形は教育であり(Robinson and Webber, 2013)、その中でも、利用者等が自分自身の経験を話すことと、教員と共に授業のファシリテーターなどの役割を担うことがよく行われている(Manthorpe, 2000)。利用者等による話は、説得力があり、心を動かすが、その回の授業の学習の目的と学生の経験のレベルとを関連させて考える必要がある(Robinson and Webber, 2013)。学習を始めたばかりの学生に対して、利用者等の生活のしづらさ、問題状況、その中を生き抜いてきた利用者等の強さ、そして、利用者等の様々な思いなどを伝えることには重要な意味があると考えられる。

しかし、利用者等は、ソーシャルワーク実践や政策に関する学生とのディスカッションなど、教育・学習の様々な面において、より意味のある形で参画することを望んでいる(Wallcraft *et al.*, 2012)。実習後の学生には、そのような形が、より適切であると考えられる。

#### 2) 利用者等の参画を進める仕組み

参画を進めるシステムとして二つの形がある。大学が国の補助金でコーディネーターを雇って学内に利用者等の会を作る形、そして利用者等の参画を行う外部組織と契約する形である。どちらもうまく機能しているが、利用者等のエンパワメント、組織の能力の向上という点では結果は異なると考えられる(Wallcraft *et al.*, 2012)。

大学に利用者等の会を作る場合、SW 教育プログラムのアドバイザリーボード、委員会、利用者等のフォーラムなどで中央拠点を作り、先に述べた利用者等の8つの役割(DH, 2002) ごとに作った拠点に分けて利用者等が役割を担うというハブアンドスポーク方式が考えられる(Sad, 2011)。

#### 3) 利用者等の参画が SW 教育にもたらすもの

サービスを受ける側の視点についての深い洞察と気付き (Duffy, 2012)、利用者等への深い共感、利用者等へのステレオタイプな見方を覆して利用者等の力を認識すること、理論の学習と実践を結びつけること (Tanner et al., 2017)、コミュニケーション技術の向上 (Skilton, 2011)、利用者等に対する偏見・差別の認識の深まり、ソーシャルワーカーが利用者等との関係においてもつ力についての理解 (Sadd, 2011) などが挙げられている。

# 4) 利用者等の参画が本人にもたらすもの

利用者等が良かったこととして挙げたのは、自信が付いて自尊心を得られたこと、教育のパートナーとして認められ、尊重されたこと (Matka et al., 2010)、「被害者・犠牲者」として単に自分の話をする役割 (Sadd, 2011) から離れられたことなどである (Tanner et al., 2017, 469)。利用者からは、将来の

ソーシャルワーカーの質の向上に関して満足を得られたこと (Branfield, 2009) も挙げられた。

#### 5) 利用者の参画におけるバリア

利用者のSW教育への参画には、様々なバリアがある。大学関係者に関するバリアとして、利用者の知識に価値を置かないこと、大学の文化、物理的なバリアのある環境(Branfield、2007)、大学のヒエラルキー、スティグマと差別、利用者へのサポートの欠如、大学における専門用語ばかりの話、お役所的な支払いシステム(Basset, Campbell and Anderson、2006)などが挙げられる。また、参画する利用者に関係するものとしては、当事者団体の力量と構造、利用者と当事者団体へのトレーニングの不足(Branfield、2007)などがある。加えて、問題のある謝金などの支払い方針と実施、手当・給付金システムが、利用者の参画を阻むバリアとなっている(Branfield、2007)。

# 3. 利用者等の SW 教育への参画の意義:経験による専門家

利用者はソーシャルワークにおいて重要な関係者として認識されてはいるが、人生での様々な経験を基盤とした知識などは否定されてきた(Ramon et al., 2019)。しかし、イギリスでは、社会サービスの利用者は「おとなしいサービスの受け手」としてではなく「経験による専門家(Experts-by-Experience)」として認識されるようになってきている(Barnes and Bowl, 2001)。利用者等は、より質の高い生活やサービスには何が必要か(Levin, 2004)、そして、専門家の関わりは、どうあるべきかを知る(Ramon et al., 2019)専門家であり、その経験による知識や理解をソーシャルワーカーの養成教育において活かすことが重要である。

また、クライエントの尊重・クライエント中心の実践は、SW 教育の全ての局面で行われるべきである (Matka et al., 2010)。選考過程という専門家としてのキャリアの最初の段階に利用者等が関わることは、利用者等をサービスの提供における精力的な関係者 (Levin, 2004) として学生が捉えるきっかけになり、将来のソーシャルワーカーの行動、態度、実践に影響を与えると考えら

れる (Matka et al., 2010)。

利用者による教育への参画が増えたことで、必然的に経験による専門家 (Experts-by-Experience) として認識されるようになると共に、利用者の経験 に基づいた知識が、教育に活かされるようになった。しかし、利用者の権限と 専門性の本質については、解決されていない多くの問が残されている (Fox, 2016)。

先に述べたように、一連の改革の主眼は、利用者等が質の高い社会サービスを受けることである。SW 教育への利用者等の参画を含めた改革は、利用者等の経験、サービスを改善するための方法である(Levin, 2004)。加えて、利用者等がSW教育に参画することは、経験による専門家として重要な役割を担い、社会に貢献する機会になると考えられる。

# 4. 意味のある質の高い利用者等の参画

利用者等のSW教育への参画は、様々な場所で展開されて広く受け入れられているが、同時に、意味のある参画に関する懸念がある。利用者等が、学生の選考の場、教育課程のあり方の検討のための会議などに単に出席しているだけでは意味がない。利用者等が、どの位の力と決定権をもつかが、意味のある質の良い参画になるか否かの鍵であり、どういう形が意味のある質の良い参画なのかを明確にする必要がある(Robinson and Webber, 2013)。

Arnstein (1969) が唱えた「市民参画の階段」を基に、Tew, Gell and Foster (2004) が、利用者等の参画について提唱した5つの階段は、専門家の養成教育にも当てはまるものである(Fox, 2016)。それは、「レベル1:参画なし」「レベル2:制限された参画」「レベル3:拡大しつつある参画」「レベル4:協働」「レベル5:パートナーシップ」である(Tew, Gell and Foster, 2004)。加えて、Webber and Robinson (2012) は、ソーシャルワークの卒後教育における利用者等の参画を評価し、「①コンサルテーション」「②パートナーシップ」「③政治的な参画」「④利用者等によるコントロール」という四つのレベルに分類した。「③政治的な参画」と「④利用者等によるコントロール」では、利用者等と他のパートナーとの平等な関係に支えられている民主主義モデルによる参画の重

要性が強調されている。民主主義モデルでは、市民権、機会の均等、権利、そして、責任を基盤とした社会の発展の重要性が強調される(Beresford, 2002)。しかし、現在の利用者の参画は、市場原理を基盤にした消費者モデルから来ている(Beresford and Branfield, 2012)。このモデルでは、「消費者」などがサービスに満足することを目指しており(Barnes and Cotterell, 2012)、「消費者」から意見は聞くが、それをサービスに反映するか否かはサービス提供者が決めるものである。そのため、先の4つの分類においては、最も影響力がない「①コンサルテーション」のレベルの参画である。

また、利用者等の参画に関する概念的枠組みとして、Laging and Heidenreich (2019) は、教育的視点とエンパワメント視点という二つの視点を提唱した。教育的視点では、学生の技術の向上のための利用者参画が強調される。一方、エンパワメント視点では、社会の周縁に追いやられて疎外されているグループのエンパワメントの重要性が強調され、この視点からの参画は、前述の民主主義モデルに分類される。

教員が、質の高い意味のある利用者等の参画を進めるには、自分が専門家として手にしたのと同じ位の権限と力を、経験による専門家に対し保証することが非常に重要であり(Fox, 2016)、教育への利用者等の参画は、教員と利用者等との力関係を正しいバランスに戻し、見直すことができる可能性を持っている(Fox, 2017)。

政府や専門職団体は、SW 教育の全局面への利用者等の参画を求めているが、形だけ(tokenistic)の参画では意味がない。利用者等に求めることと責任の意味が明確にされ、関係者すべてに理解され、尊重される意味のある利用者等の参画にすべきである(Matka et al., 2010)。そして、利用者等が SW 教育において経験による専門家としてその力を発揮していく中でエンパワメントされる参画を進めていかねばならない。

Cornwall (2008) は、学生、利用者、教員、コミュニティが、構造的な社会変革に向けて活動することで、利用者が、従来の参画の枠を越えて社会変革における物事の決定のプロセスに関わることが可能になることを示唆している (Ramon *et al.*, 2019)。そして、イギリス、イスラエル、イタリア、スロ

バキアで行われた利用者が参画したプロジェクトは、利用者、学生、教員が パートナーとして連携することで社会に変化をもたらせる可能性を示している (Ramon *et al.*, 2019)。

# 5. 日本における SW 教育のあり方:利用者等の「専門性」を活か すために

イングランドと日本では、政策、SW 教育システムなどが、大きく異なるものの、今後、日本の SW 教育において利用者等による意味のある参画を進めるにあたり、イングランドなどでの実践は参考になると考えられる。そこで、日本で利用者等の参画を進めるにあたり、重要となる点などを、国・教育機関・教員レベルに分けて考察し、最後に今後の課題を述べる。

イングランドで利用者等のSW教育への参画を可能にした要因は幾つもあるが、最も重要なのが、国が社会ケアサービスの質の向上のために改革を実行し、SW教育への利用者等の参画を義務化し、SW教育課程の認可基準、及びソーシャルワークの国家職業基準の中に位置づけたことである。そして、大学に実施を課すだけでなく各大学への予算の配分、実践ガイドライン等の発行、優れた実践の情報共有のための機関の設立などにより利用者等の参画を進めるためのシステム作りを行うと共に実態把握や評価のための調査研究を実施し、その結果をもとに改革を行ってきたことである。SW教育課程への利用者等の参画、それも意味のある参画を進めるには、イングランドのように利用者等のもつ経験による専門性、そして、SW教育課程への利用者等の参画の重要性を国が認識し、教育課程の認可システムなどに位置付けることが必要であろう。

次に、教育機関レベルであるが、日本で利用者等のSW教育への参画を進めようとする際、日本の教育機関のシステムは大きなバリアであろう。イングランドで利用者等の役割とされた8つのうち、養成課程のデザイン、学生の選考、学生の評価、学習合意書に関しては、現在の日本のシステムでは教育機関に求められており、教育機関が責任を担っている。一定規模の教育機関では、教員が利用者等である場合を除き、利用者等がこれらの役割を担うことは不可能と考えられる。なお、実習の提供という役割については、現在のシステムにおい

ても、指定された資格をもつ利用者等が、実習機関として認められている事業 所等を運営している場合には可能であり、既に精神保健福祉分野などで行われ ている。

最後に教員レベルであるが、利用者等が担う8つの役割のうち、教育・学習の提供、実習準備に関しては、教員の裁量で実現できることも多く、利用者等の参画を最も促進しやすいといえる。利用者等の参画の形としては、イングランド同様、利用者等が自分の経験談を行う形が一般的と考えられるが、イングランドなどの実践から質の良い意味のある利用者等の参画の仕方についてヒントを得て、できることから少しでも実行していくことが重要である。例えば、ソーシャルワーク実践や政策についてのディスカッションなどへの参画が考えられる(Wallcraft et al., 2012)。ただし、先に述べたように意味のある利用者等の参画には、利用者等と大学関係者が、対等の関係で互いを尊重し意見を交換しながら進めることが重要である。そのためには、それをサポートするシステムが大学に求められる。

以上、三つのレベルで考察したが、今後、SW 教育への利用者等の参画を進める際に必要なこととして、以下の7点などが挙げられるであろう。それは、① SW 教育における利用者等がもつ力の認識(国、大学、教員など)、②利用者等の「専門性」を活かすシステム作り(予算配分、情報共有などのための専門機関を設立など) ③利用者等の参画についてのガイドライン等の発行、④利用者等の SW 教育への参画の実態や具体的な方法の把握、開発と成果についての評価研究と研究費の助成(所、2012)、⑤教員への教育・研修、⑥利用者等への支援・研修、⑦継続的な現任者教育・研修(所、2010)などである。

日本にも SW 教育に利用者等が参画している優れた実践があると考えられる。そのため SW 教育における利用者等の参画の実態などに関する調査・研究が早急に必要である。そして、SW 教育への意味のある利用者等の参画を進めている教員、その実践に参画している利用者等の経験から得た学びや課題を分かち合いながら、日本の教育システムの中で何が可能かを共に検討し、実際にできることから始めることが重要である。その際、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の役割は大きいであろう。

#### おわりに

本稿では、イングランドにおける SW 教育への利用者等の参画のシステムや 実態などから、日本において利用者等の参画を進めるにあたっての示唆を得る ことを目的とした。そして、今後の提言を行った。

教員は、自らの教育や実践において、利用者等と対等なパートナーとして協働すること、そして、それを通して利用者等とパートナーシップを築くことができるソーシャルワーカーを養成することが重要である。しかし、先に述べたように、利用者等による SW 教育への参画の目的は、利用者等が質の高い社会サービスを受けることであり(Levin, 2004)、また、利用者等が市民としての権利を得て、自分らしい生き方ができるようにすることである。そのために教員は、利用者等が社会の一員としてその力、希望、可能性を活かせる社会を目指し、社会を変革して利用者等のエンパワメントを促進していく努力を続けなければならない。

利用者のSW教育への参画は、既にグローバル・スタンダードとなっている (IASSW, 2020)。日本のSW教育において利用者等の参画をどのように進めるのかが、今、問われている。

#### 文献

- 金田知子(2004) 「イギリスのソーシャルワーク教育の展開とその新たな動向:アートからサイエンスへ?」『ソーシャルワーク研究』30(2).19-25.
- 所めぐみ (2010)「ソーシャルワーカー養成教育における『当事者』とのパートナーシップ: 英国の取り組みから見えて来る課題」『福祉教育開発センター紀要』(佛教大学) 7. 93-103.
- 所めぐみ (2012)「ソーシャルワーカー養成教育における評価についての研究:英国当事者参加教育における評価研究のレビュー」『福祉教育開発センター紀要』(佛教大学) 9. 171-181.
- Arnstein, S. (1969) A ladder of citizen participation. <u>Journal of American Institute of</u> Planners, 35, 216-224.
- Barnes, M. and Bowl, R. (2001) <u>Taking over the asylum: Empowerment and mental Health</u>, New York, NY: Palgrave.
- Barnes, M. and Cotterell, P. (2012) User involvement in services, Barnes, M. and Cotterell,

- P. (Eds.), Critical perspectives on user involvement (pp.73-77). Bristol: Policy Press.
- Basset, T., Campbell, P. and Anderson, J. (2006) Service User/Survivor Involvement in Mental Health Training and Education: Overcoming the Barriers, <u>Social Work</u> Education, 25 (6), 393-402.
- Beresford, P. (2002) User involvement in research and evaluation: Liberation or regulation?, Social Policy and Society, 1, 95-105.
- Beresford, P. and Branfield, F. (2012) Building solidarity, ensuring diversity: Lessons from service users and disabled people's movements, Barnes, M. and Cotterell, P. (Eds.), Critical perspectives on user involvement (pp.33-45). Bristol: Policy Press.
- Beresford, P. and Croft, S. (2004) Service users and practitioners reunited: The key component for social work reform, British Journal of Social Work, 34, 53-68.
- Branfield, F. (2007) <u>User Involvement in Social Work Education: Report of regional consultations with service users to develop a strategy to support the participation of service users in social work education, London, Shaping Our Lives.</u>
- Branfield, F. (2009) Developing user involvement in social work education, workforce development report 29, London, Social Care Institute for Excellence.
- Cornwall, A. (2008) Unpacking 'Participation': Models, meanings and practices. <u>Community</u> Development Journal, 43(3), 269-283.
- Department of Health (1998) <u>Modernising social services: promoting independence,</u> improving protection, raising standards, London, Department of Health.
- Department of Health (2002) <u>Requirements for Social Work Training</u>, London, Department of Health.
- Duffy, J. (2012) Service user involvement in teaching about conflict: an exploration of the issues, International Social Work, 55(5), 720-739.
- Farrow, K. (2014) Involving Service Users in Social Work Management Education: What Makes it Meaningful According to the 'Experts'?, <u>Social Work Education</u>, 33 (6), 805 -818.
- Fox, J. (2016) Being a service user and a social work academic: balancing expet identities, Social Work Education, 35 (8), 960-969.
- Fox, J. (2017) The Contribution of Experiential Wisdom to the Development of the Mental Health Professional Discourse, <u>Schizophrenia Bulletin</u>, 43 (3), 481-485.
- General Social Care Council (2001) <u>Statement of Commitment</u> (http://www.gscc.org.uk/Home/. 2010.12.27).
- General Social Care Council (2002) <u>Accreditation of universities to grant degrees in social</u> work, General Social Care Council.
- Goossen, C. and Austin, M. (2017) Service User Involvement in UK Social Service Agencies and Social Work Education, Journal of Social Work Education, 53 (1), 37-51.
- Health and Care Professionals Council (2018) 'Service user and carer involvement' (https://www.hcpc-uk.org/education/resources/education-standards/service-user-and-carer-involvement/. 2022.5.15).

- International Association of Schools of Social Work (2020) Global Standards For Social Work Education and Training, (IASSW-Global\_Standards\_Final.pdf (iassw-aiets.org) 2022.5.16).
- Laging, M. and Heidenreich, T. (2019) Towards a Conceptual Framework of Service User Involvement in Social Work Education: Empowerment and Educational Perspectives, Journal of Social Work Education, 55 (1), 11-22.
- Levin, E. (2004) <u>Involving service users and carers in social work education</u>, SCIE Guide 4, London, Social Care Institute for Excellence.
- Manthorpe, J. (2000) Developing carers' contributions to social work training, <u>Social Work</u> Education, 19 (1), 19-27.
- Matka, E., River, D., Littlechild, R. and Powell, T. (2010) Involving service users and carers in admissions for courses in social work and clinical psychology: Cross-disciplinary comparison of practices at the University of Birmingham, <u>British Journal of Social</u> Work, 40 (7), 2137-2154.
- Northern Ireland Social Care Council (2003) The National Occupational Standards for Social Work. (https://www.basw.co.uk/resources/national-occupational-standards-social-work. 2022.7.1).
- Quality Assurance Agency (2000) Subject Benchmark Statement for Social Work.
- Ramon, S., Grodofsky, M. M., Allegri, E., and Rafaelic, A. (2019) Service users' involvement in social work education: focus on social change projects, <u>Social Work</u> Education, 38 (1), 89-102.
- Robinson, K. and Webber, M. (2013) Models and Effectiveness of Service User and Carer Involvement in Social Work Education: A Literature Review, <u>British Journal of Social</u> Work, 43, 925-944.
- Sadd, J. (2011) 'We are more than our story': service user and carer participation in social work education, London: SCIE.
- Skilton, C. J. (2011) Involving experts by experience in assessing students' readiness to practice, Social Work Education, 30(3), 299-311.
- Social Work England (2021) Qualifying Education and Training Standards 2021 (https://www.socialworkengland.org. uk/media/3423/1227\_socialworkengland\_standards\_drft\_qual\_ed\_training\_standards\_2021. pdf. 2022.5. 16).
- Tanner, D., Littlechild, R., Duffy, J. and Hayes, D. (2017) 'Making It Real': Evaluating the impact of Service User and Carer Involvement in Social Work Education, <u>British</u> Journal of Social Work, 47, 467-486.
- Tew, J., Gell, G. and Foster, S. (2004) <u>Learning from experience: Involving Service users</u>
  and carers in mental health, education and training. A good practice guide. MHHE
  (Mental Health in higher education), NHS (National Institute for Mental Health in England), Trent NHS Workforce Development Confederation.
- Training Organisation for Personal Social Services (2002) The National Occupational Standards for Social Work.

- Wallcraft, J., Fleischmann, P. and Schofield, P. (2012) <u>The involvement of users and carers</u> in social work education: a practice benchmarking study, London: SCIE.
- Webber, M. and Robinson, K. (2012) The meaningful involvement of service users and carers in advanced-level post-qualifying social work education: A qualitative study, British Journal of Social Work, 42, 1256-1274.

西南学院大学人間科学部社会福祉学科